

航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

福岡空港の使用に際して、航空機が滑走路等において航行不能の状態に陥った場合の対応について、以下の事項に同意します。

1. 原則として、航行不能航空機の撤去又は移動(以下「撤去等」という。)は運航者又は所有者(以下「運航者等」という。)の責任により行うこと。また、撤去等については空港運用への影響を考慮し、速やかに実施すること。
2. 撤去等については、あらかじめ福岡国際空港株式会社(以下「FIAC」という。)と調整し提出した「運航者撤去作業計画」に基づき行うこと。なお、この計画を変更する必要がある場合は速やかに FIAC と調整、協議を行い、変更後の「運航者撤去作業計画」をあらためて提出すること。
3. 撤去作業の見通し等に関する情報について、速やかに FIAC 及び空港関係者(大阪航空局福岡空港事務所のほか、合理的に通知が必要と認められる関係者を指す。)に通知すること。
4. 上記の他、航空機の撤去等に必要な事項について、FIAC が指名する撤去作業調整者の指示に従うこと。
5. 撤去等に関連して FIAC に生じた費用・損失・損害の一切(撤去した航空機を保管(借り置き)する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の原状復帰に係る経費等を含む。)について負担することとし、FIAC の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。
6. 運航者等は、必要に応じ撤去作業の全部又は一部を FIAC に依頼することができるが、その場合は以下の事項に同意すること。
 - (1) FIAC が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
 - (2) FIAC が行った撤去作業並びに撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む。)について負担することとし、これを FIAC が指示する方法により支払うこと。なお、FIAC は立替払いしないことを基本とする。
 - (3) FIAC が行った撤去作業により運航者等に生じた損害については、運航者等は FIAC に対し一切の請求を行わないこと。ただし、FIAC の故意又は重過失があるときは、この限りではない。
 - (4) FIAC が行った撤去作業により負傷者が発生した場合、FIAC 又は当該負傷者に対し、運航者等が当該損害を賠償すること。ただし、当該損害発生に運航者等の責に帰すべき理由が存しない場合は、この限りではない。
 - (5) 運航者等は撤去作業を FIAC に依頼する場合においても、最善の協力を行うこと。

同意書（様式1）航空運送事業者向け

7. 撤去等の履行について、運航者等が撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に重大な影響を及ぼすと FIAC が判断した場合には、運航者等からの依頼によらず FIAC が運航者等に通告した上で、撤去等を行う場合があること。なお、その場合に生じる費用負担等については上記6. に従う。
8. 上記各事項の履行に際して支障が生じないよう、運航者等は必要に応じ、あらかじめ保険会社との間で保険を付保するなど調整を行うこと。FIAC から当該調整に関する資料(保険証券の写しを含むが、これに限られない。)の提出を求められた場合、すみやかに応じること。
9. FIAC が運航者等による本同意書の履行に疑義があると判断した場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。
10. 本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。ただし、緊急を要すると FIAC が判断した場合には、この限りではない。

日付

運航者等名

署名:
